

- 現行の補給金算定においては、酪農労働の特性等を考慮し、家族労働費の評価替えを行うことにより、酪農経営の実態を適切に反映。

家族労働費の労賃単価

生産費調査

3業種（製造業、建設業、運輸・郵便業）

5～29人規模の事業所

評価替え

推定生産費（補給金単価算定）

製造業のみ

→ 建設、運輸・郵便業と異なり、周年拘束性のある酪農労働の質と強度の点で類似性が強い製造業に限定。

5人以上（上限なし）規模の事業所

→ 家族経営主体の酪農経営を超える規模だが、酪農業については、優れた経営管理、専門性の高い技術が要求されることから、管理職と技術スタッフなどの労働の専門分化が進んでいる大企業も含めた規模で評価。